

4 交付金・奨励金

自治会、自治会連合会などへの交付金や奨励金を紹介します。

4-1 自治会運営交付金

市内の自治会の運営支援やコミュニティ推進及び地域課題解決活動のための交付金を交付します。

(1) **対象者**

自治会

(2) **金額と算出方法**

1,000円/世帯（年）

(3) **手続方法**

4月1日現在の自治会加入世帯数で算出した金額を交付します。

① 事務手続き

① 自治会加入世帯数及び交付金振込口座報告書の提出

【提出期限】4月14日（月）期限厳守

② 事業実績報告書、運営交付金清算書の提出

12月頃、協働まちづくり課が自治会長宛に依頼します。

② 交付金の支払日 5月30日（金）

③ 振込先 自治会が指定する口座

担 当	協働まちづくり課コミュニティ推進室
電 話	44-3107
メー ル	shimin-kyodo@city.fukuroi.shizuoka.jp

4-2 自治会連合会運営交付金

市内の自治会連合会の運営支援やコミュニティ推進及び地域課題解決活動のための交付金を交付します。

(1) **対象者**

自治会連合会

(2) **金額と算出方法**

250円/世帯（年）

(3) **手続方法**

4月1日現在の自治会加入世帯数で算出した金額を交付します。

① 事務手続き

① 交付金振込口座報告書の提出

【提出期限】4月14日（月）期限厳守

② 事業実績報告書、運営交付金清算書の提出

12月頃、協働まちづくり課が自治会長宛に依頼します。

- ② 交付金の支払日 5月30日（金）
- ③ 振込先 自治会連合会が指定する口座

担 当	協働まちづくり課コミュニティ推進室
電 話	44-3107
メー ル	shimin-kyodo@city.fukuroi.shizuoka.jp

4-3 環境美化運動用自動車借上料

自治会が自ら取り組む地域環境美化活動を支援し、地域の環境衛生の向上の促進を図るため、環境美化運動の際に使用した運搬車両の借上料をお支払いします。※環境美化運動の詳細は、50ページをご覧ください。

(1) 補助対象者

自治会

(2) 金額と算出方法

1台あたり3,500円 ※各自治会7,000円（2台分）を限度とします。

(3) 手続方法

- ① 美化運動報告依頼〔4月〕 市→自治会
- ② 事業実績報告書の提出〔11月末〕 自治会→自治会連合会長→市
- ※ 自治会長は自治会連合会長を通じて維持管理課へ提出
- ③ 借上料の口座振り込み〔2月〕 市→自治会

担 当	環境政策課環境衛生係
電 話	44-3115
メー ル	kankyou@city.fukuroi.shizuoka.jp

4-4 資源ごみ回収自治会奨励交付金

資源ごみ・埋立ごみの減量化及び再資源化を推進するため、分別収集を行う自治会に対し、交付金を交付します。

(1) 対象者

自治会

(2) 金額と算出方法

- ① 均等割：21,600円（1,800円×12か月）
- ② 戸数割：180円×4月1日現在の世帯数（住民基本台帳）
- ①+②の合計金額を交付します。

(3) 手続方法

- ① 交付申請書の提出 自治会→市
- 【締切日】4月14日（月）期限厳守
- ② 交付決定 市→自治会
- ③ 交付金の支払い 市→自治会

- ① 交付金の支払日 5月30日（金）
- ② 振込先 自治会が指定する口座
 - ※ 自治会運営交付金（37ページ）と同じ口座に振り込みます。
 - ※ 別の口座を指定される場合は、**4月下旬までに廃棄物対策課へ**ご連絡ください。

担 当 廃棄物対策課ごみ減量推進係
 電 話 84-6057
 メール genryou@city.fukuroi.shizuoka.jp

4－5 古紙等資源集団回収事業奨励金

廃棄物の再資源化を促進するため、家庭内から排出される古紙及び衣類等を集団で回収する団体に対し、奨励金を交付します。

(1) 対象者

自治会、PTA、子ども会、シニアクラブ、その他市長が認めた団体

(2) 金額と算出方法

回収した古新等資源の重量 **1 kgあたり4円**（10円未満切り捨て）

(3) 対象品目

古紙：新聞紙、雑誌、段ボール、防水加工紙、牛乳パック

古布：衣類のみ

※アルミ缶、スチール缶は対象外

(4) 手続方法

- ① 団体結成時に、古紙等資源回収団体届出書を提出
- ② 交付申請書を提出
 - ※ 回収業者が発行した伝票（回収量、買取金額、買取単価が記載されたもの）のコピーを添付
- ③ 請求書・振込先の金融機関名、口座番号が確認できるものを提出

担 当 廃棄物対策課ごみ減量推進係
 電 話 84-6057
 メール genryou@city.fukuroi.shizuoka.jp

4-6 河川愛護報償金制度

河川愛護団体が河川及び調整池の美化運動を実施された場合、報奨金をお支払いします。河川愛護事業の詳細は、51ページをご覧ください。

(1) 対象者

河川愛護団体（自治会、自治会連合会）

(2) 金額と算出方法

予算の範囲内で支給します。均等割、面積割及び人員割により算出します。

(3) 手続方法

- ① 事業実績報告書の様式を送付〔4月〕 市→自治会連合会
- ② 事業実績報告書に活動写真を添えて提出〔11月末〕
※環境美化運動の実績も併せて提出 自治会→自治会連合会→市
- ③ 報償金の口座振り込み〔2月中旬頃〕 市→自治会連合会

担 当 維持管理課管理係
電 話 44-3130
メー ル kensetsu@city.fukuroi.shizuoka.jp

4-7 道路愛護報償金制度

市道の歩道部分を対象として、年間を通じて除草や、ゴミ拾い等の美化清掃活動を延長100m以上にわたって実施する団体に報償金をお支払いします。

(1) 対象者

2人以上で組織する道路愛護会

(2) 金額と算出方法

道路片側で1メートルあたり40円（年）

※ 1,000円未満切り捨て、上限なし。

(3) 手続方法

- ① 団体結成時、道路愛護会結成届を提出 団体→市
- ② 申請書の提出〔4月末〕 団体→市
- ③ 実績報告書に活動写真を添えて提出〔1月下旬〕 団体→市
- ④ 報償金の口座振り込み〔3月上旬頃〕 市→団体

(4) 注意点

従事者の安全を第一に作業してください。作業中に事故等が発生した場合は、速やかに担当部署へ御連絡ください。

担 当 維持管理課管理係
電 話 44-3130
メー ル kensetsu@city.fukuroi.shizuoka.jp

4-8 公園愛護報償金制度

概ね200㎡以上の公園広場を対象として、年間を通じて清掃、除草、施設点検、トイレ管理のうち2つ以上の活動を実施する団体に報償金をお支払いします。

なお、公園内の高木剪定や遊具等の施設修繕は市が実施します。
支障となっている箇所がありましたら、担当部署へお知らせください。

(1) 対象者

自治会、シニアクラブなどで組織する公園愛護会

(2) 金額と算出方法

公園面積	活動区分（年額）			限度額
	清掃	除草	点検・管理	
200 ㎡以上 1,112 ㎡未満	10 円	6 円	4 円	20,000 円
1,112 ㎡以上 1,688 ㎡未満	9 円	6 円	3 円	27,000 円
1,688 ㎡以上 2,286 ㎡未満	8 円	5 円	3 円	32,000 円
2,286 ㎡以上 3,889 ㎡未満	7 円	4 円	3 円	35,000 円
3,889 ㎡以上	5 円	2 円	2 円	—

※ トイレ管理は1箇所につき年額6,000円とする。

※ 1,000円未満の端数を生じたときは切り捨てる。

(3) 手続方法

① 団体結成時、公園愛護会結成届を提出

団体→市

② 申請書の提出〔5月中旬〕

団体→市

③ 実績報告書に活動写真を添えて提出〔12月下旬〕

団体→市

④ 報償金の口座振り込み〔2月下旬〕

市→団体

(4) 注意点

従事者の安全を第一に作業してください。作業中に事故等が発生した場合は、速やかに担当部署へ御連絡ください。

担 当 維持管理課管理係

電 話 44-3130

メー ル kensetsu@city.fukuroi.shizuoka.jp

4-9 街路樹愛護報償金制度

市道街路樹柵内の除草、施肥、低木剪定、低木消毒等の緑化管理活動のうち延長100m以上にわたって2つ以上の活動を実施する団体に報償金をお支払いします。

なお、高木の剪定等は危険が伴うため市が実施します。

支障となっている箇所がありましたら、担当部署へお知らせください。

(1) 対象者

自治会、シニアクラブ会等で組織する街路樹愛護会

(2) 金額と算出方法

区分	単価（1mあたり）
除草	20円／年
施肥	20円／年
低木の剪定	90円／年
低木の消毒	50円／年

※ 1,000円未満切り捨て、上限なし

(3) 手続方法

- | | |
|---------------------------|------|
| ① 団体結成時、街路樹愛護会結成届を提出 | 団体→市 |
| ② 申請書の提出〔5月中旬〕 | 団体→市 |
| ③ 実績報告書に活動写真を添えて提出〔12月下旬〕 | 団体→市 |
| ④ 報償金の口座に振り込み〔2月下旬〕 | 市→団体 |

(4) 注意点

従事者の安全を第一に作業してください。作業中に事故等が発生した場合は、速やかに担当部署へ御連絡ください。

担 当	維持管理課管理係
電 話	44-3130
メー ル	kensetsu@city.fukuroi.shizuoka.jp